

規制に係る事前評価書

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 法令の名称 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 | |
| 政策の名称 | 水銀等を使用する製造工程に関する措置 | |
| 担当部局・評価者 | 環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp | |
| 評価実施時期 | 平成27年3月5日(木) | |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | | |
| 目的 | 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。 | |
| 内容 | 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。 | |
| | 関連条項 | 第19条 |
| 必要性 | 条約上、附属書B第一部に記載された特定の製造工程における水銀等の使用禁止、附属書B第二部に記載された特定の製造工程プロセスにおける水銀等の使用制限が求められており、これらの担保のため、我が国においても特定の製造工程における水銀等の使用を禁止することが必要。 | |
| 費用 | 遵守費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |
| | 行政費用 | 国において、事業者が違反行為を行っていないかどうかの監督の費用が発生する。 |
| | その他の費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |
| 便益 | 我が国において、特定の製造工程における水銀等の使用が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。 | |

| | | |
|----------|--|---|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 特定の製造工程における水銀等の使用禁止を事業者の努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |
| | 行政費用 | 国において、事業者が特定の製造工程において水銀等を使用していないかどうかの監督及び特定の製造工程において水銀等を使用していた場合の行政指導にかかる費用が発生する。 |
| | その他の費用 | なし(現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はない)。 |

| | |
|-----|--|
| 便 益 | 現状、我が国において特定の製造工程における水銀等の使用の実態はなく、規制が最小化される。 |
|-----|--|

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:我が国において特定の製造工程(条約附属書第1部及び第2部の製造工程)における水銀等使用の実態はないため、いずれの場合も事業者には費用負担は発生しないが、代替案①では、我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導が必要となるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。

便益:新法による規制案は、条約発効後における特定の製造工程における水銀等の使用が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるが、代替案①では、将来的に特定の製造工程において水銀等を使用する者が現れないことを確実に担保することができないため、条約担保の観点からは不十分である。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

我が国においては条約附属書B第Ⅰ部及び第Ⅱ部の製造工程はいずれも、水銀等を使わない製造工程に代替されていることから既に水銀等の使用実態がなく、将来的にも水銀等が使用される可能性は低いものと考えられるが、将来における水銀及び水銀化合物の使用は法的には禁止されていないことから、条約担保のための法的措置が必要である。

条約附属書B第Ⅱ部の製造工程については、条約上水銀等使用の禁止までは求められないが、日本国内では実態として水銀等を使用しない代替工程が既に確立されておりこの現状を後退させるべきではないことから、禁止することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考